

佐賀市立高木瀬小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日施行
平成29年12月15日改正
平成30年 6月 1日改正

1 策定の意義

いじめは人権侵害であり、児童の身体や人格を傷付け、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、決して許されるものではない。

そのため、「いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得る」という認識をもち、学校が一丸となり、家庭・地域・関係機関等と連携して、いじめ問題に取り組む必要がある。

このことから、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・いじめ事案への対処、③いじめ再発防止の取組を更に充実させるために、ここに基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- いじめは、人権の侵害であり、いじめを受けた児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせる許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- すべての児童が安全・安心して学校生活を送るとともに、学校外においても楽しく様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- 学校では、いじめを受けた児童の立場に立って児童を守り、保護者・地域住民・その他関係者と連携のもと、いじめ事案に対処し、再発防止の取組を充実させる。

3 校内体制について

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置と構成員・役割

いじめ事案への対処等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ防止対策校内委員会（以下、「校内委員会」と記す。）」「いじめ防止対策拡大委員会（以下、「拡大委員会」と記す。）」を設置する。これらの委員会の構成員は別紙「佐賀市立高木瀬小学校いじめ防止対策委員会設置要綱」に、役割は「6 事案対処の取組」に示している。

なお、校内のみに止まらず、関係機関と連携を図ることも重要である。例えば、いじめと疑われる事案を覚知した場合、覚知・認知後の状況、重大事態の対応等においては佐賀市教育委員会に報告を行い、拡大委員会では、必要に応じ、臨時的に弁護士及び警察官等を委員として委嘱し連携を図るようとする。

(2) 未然防止の対応及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針に沿って学年・関係分掌が連携しながら学校全体として取り組む。いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「危機管理マニュアル」等に沿って、必要な組織を構成し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

(1) 一教師として

- 「よりよい個と集団」の育ちを重視する学級づくりを行う。「よりよい個と集団」とは、一人一人が認められ自己の価値観を高めつつ、お互いを大切に、学級の一員として自覚していることである。個々の規範意識の醸成は言うまでもない。
- 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、自律的にいじめ問題を考え、改善に向けた活動を進めるなど、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- 見て見ぬふりをするはいじめをしていることにつながることで、いじめを見たら大人(先生・家族等)や友達に知らせたり止めたりすることの大切さを指導する。この際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。
- 教師は、自己の人権感覚を磨き、児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもち、いじめの構造やいじめ問題の対処等の理解を深める。常に、自己の言動を振り返るようにするとともに、児童・保護者等に誠意ある態度で接することも重要である。
- 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年・同僚への協力を求める意識をもつ。

(2) 学校全体として

- 「ほめほめ活動」(全校放送で頑張っている児童を賞賛する活動)の取組により、自己肯定感・自己有用感の高揚を図り、自他を大切にすることを醸成する。
- 「時を守り、場を清め、礼を正す」を人間形成の土台と捉え、全校に浸透させる(「礼を正す」とは、相手を尊重し、誰に対しても礼をつくすこと)。
- 「特別の教科 道徳」を要とし、全教育活動を通して道徳教育・人権教育を改善・充実を図り、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- 「いじめ・いのちを考える日」に、担任のみならず、全職員が輪番で各学級を回り、自己の経験等を踏まえて話をする。これにより、いじめをなくし、いのちを大切にすることは、担任だけではなく全職員の強い願いであることを実感させる。
- いじめ問題に関する校内研修を計画的に行い、職員のいじめについての理解を深め、実践力を高める。

(3) 保護者・地域住民に対して

- いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域が連携を深め、改善に向けてのよりよい理解と協力体制を確立することが大切である。このために、年度当初に、学校・学級便りや個人懇談、学級懇談会等を通して、「いじめ防止基本方針」に関する内容といじめが児童の心身に及ぼす影響や積極的にいじめを見付けることの重要性などを説明する。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、いじめだと判断しにくい形で行われたりすることを踏まえ、積極的な覚知を行い、早期発見に努める。

- 日々の対話や日記等を通して、相談しやすい信頼関係づくりに努めるとともに、細やかな観察を行い、言動・交友関係・日記・連絡帳等から児童の心のサインをつかむ。
- 児童には「こころのアンケート」を毎月、保護者には「いじめアンケート」を年1回実施する。日頃から担任による面談を行い、定期的なスクールカウンセラーによる面談を奨励することで、相談しやすい場をつくる。
- 気がかりなことは、職員・保護者・スクールカウンセラー等で情報を共有する。

6 事案対処の取組

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、人格成長のために、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめの覚知

通報や相談等により、職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、佐賀市教育委員会に覚知報告を行う。

(2) いじめの認知

覚知後、「校内委員会」を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従って認知の判断をする。いじめを認知した場合は、校内委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対処を協議した後、この方針を校長が決定し関係者に指示をする。さらに、事案の状況に応じ、外部委員を加えた「拡大委員会」を開催する。

指導体制や対処方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間を目途に佐賀市教育委員会に認知報告を行う。認知したいじめが既に終息したものであれば、学年主任や担任等が被害・加害児童に指導を行い、管理職にこの内容を報告する。

なお、学校は、いじめの有無にかかわらず定期的に拡大委員会を開催し、覚知・認知等の状況や未然防止、早期発見・対処、再発防止の取組等を説明する（常設）。また、「校内委員会」が認知した事案の深刻度に応じて、本委員会において協議する（通常対応）。

(3) 情報の記録・共有

職員は、「危機管理マニュアル」等に従って対処するとともに、いじめに関する情報を記録し共有を図る。

(4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに佐賀市教育委員会に報告するとともに、連携して事案に対処する。

7 いじめ再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設置など、適切な措置により一定の解決を図った後、3ヶ月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、佐賀市教育委員会に報告する。

8 職員研修（年間を通して）

- 4～7月 いじめの定義・「高木瀬小学校いじめ防止基本方針」について周知し、いじめの覚知と認知について確認を行う。
- 8月 いじめの未然防止、早期発見・対処、再発防止等の取組に関する研修を行う。
- 9～12月 学校評価等を基に、いじめに対する学校の取組について確認・点検を行う。
- 1～3月 いじめの未然防止、早期発見・対処、再発防止等の取組に関する研修を行う。

9 取組体制の点検及び評価について

未然防止に加え、早期発見・対処、再発防止の取組を点検し、改善充実を図るために、毎月の生徒指導教育相談協議会でいじめ問題の取組について協議する。また、職員のみならず、児童・保護者・地域住民で取組状況を評価するために、共通評価項目「いじめ問題への対応」について、学校評価アンケートを実施し、実態に応じた具体的方策に練り上げる。